感染症広域情報：ポリオの発生状況

（ポリオ発生国に渡航する際は、追加の予防接種をご検討ください。）

コンゴ共和国にお住まいの皆様及び渡航者の皆様へ

在コンゴ民主共和国日本国大使館

本情報の対象国：アフガニスタン、マラウイ、モザンビーク、パキスタン、マダガスカル、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、アルジェリア、ベナン、ボツワナ、カメルーン、カナダ、中央アフリカ、チャド、コートジボワール、ジブチ、エジプト、ガーナ、インドネシア、イスラエル、マリ、ニジェール、ナイジェリア、ソマリア、スーダン、トーゴ、英国、米国、イエメン、ザンビア、ブルキナファソ、エリトリア、エチオピア、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、モーリタニア、セネガル、シエラレオネ、タジキスタン、ウガンダ、ウクライナ

【ポイント】

●5月3日、世界保健機関（ＷＨＯ）は、国際保健規則（ＩＨＲ）に基づく、ポリオウイルスの国際的な拡散に関する第35回の緊急委員会を開催しました。

●5月12日付の同委員会声明によれば、この会議において、ポリオウイルスの国際的な広がりについて「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」の延長勧告をしています。

●ポリオ発生国に渡航される方は、現地での行動様式や感染に応じて追加の予防接種を検討してください。

１　第35回緊急委員会

　5月3日、世界保健機関（ＷＨＯ）は、国際保健規則（ＩＨＲ）に基づく第35回緊急委員会を開催し、5月12日付の同委員会声明によれば、現在発出されている公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）の勧告をさらに3ヶ月延長することを決定しました。

２　ポリオの発生状況

（１）世界保健機関（ＷＨＯ）は、2014年5月5日、ポリオウイルスの国際的な広がりが、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC、Public Health Emergency of International Concern）」であることを宣言していますが、上記１の第35回会合において、現在の状況が引き続きPHEICに該当すると宣言しています。

（２）パキスタン政府は、ＷＨＯの緊急勧告に伴い、同国に４週間以上滞在する外国人を含めた全ての人にポリオ予防接種を義務化しており、ＷＨＯが推奨する国際予防接種証明書にて接種の記録を確認しています。

（３）以上を踏まえ、ポリオ発生国への渡航を予定している方及び現地に滞在している方は、以下３を参考にポリオの予防接種を検討してください。特に、現在ポリオウイルス感染者の発生が報告されている地域に渡航する場合は、以前に予防接種を受けていても、現地での行動様式や感染に応じて追加接種をご検討ください。現地の小児定期予防接種一覧、医療機関情報等については、渡航・滞在先の在外公館のホームページをご参照ください。

（参考）

厚生労働省ホームページ：ポリオ（急性灰白髄炎）

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/polio/>

厚生労働省検疫所ＦＯＲＴＨホームページ：海外渡航のためのワクチン

<https://www.forth.go.jp/useful/vaccination.html>

３　ポリオについて

（１）感染源

ポリオ（急性灰白髄炎）は、感染者（特に小児）の糞便又は咽頭分泌液との直接接触等によってポリオウイルスが人の口の中に入り、腸の中で増えることで感染します。増えたポリオウイルスが再び便の中に排泄されて、この便を介してさらに他の人に感染します。まれに汚染された水や食物などからも感染します。成人が感染することもありますが、主に小児で起こります。

（２）症状

潜伏期間は３～２１日（通常は７～２１日）、感染しても９０％～９５％は無症状（不顕性感染）です。４～８％は軽症であり、発熱、風邪のような症状や胃腸症状（咽頭痛、咳、発汗、下痢、便秘、悪心など）が見られます。また、感染者の１～２％は、頭痛、嘔気、嘔吐、頸部及び背部硬直などの髄膜刺激症状を呈します。感染者の０．１～２％が典型的な麻痺型ポリオとなり、１～２日の風邪のような症状の後、解熱に前後して急性の筋肉、特に下肢の麻痺（急性弛緩性麻痺）が起きることが多いです。発症から１２か月過ぎても麻痺又は筋力低下が残る症例では、永続的に後遺症が残る可能性があります。

（３）治療

麻痺の進行を止めるための治療や、麻痺を回復させるための治療が試みられてきましたが、現在、特効薬などの確実な治療法はありません。麻痺に対しては、残された機能を最大限に活用するためのリハビリテーションが行われます。

（４）予防

ア　予防接種

日本の定期の予防接種では、平成２４年８月までは経口生ワクチンが使用されていましたが、平成２４年９月以降は注射の不活化ポリオワクチンが使用されています。ポリオが発生している国に渡航する人は、追加の予防接種を検討してください。

なお、生ポリオワクチンを接種した場合、ワクチンウイルスが体外に排泄されるため、極めてまれではありますが、接種後便中に排泄されるワクチンウイルスから免疫のない子供や大人に感染し、麻痺をおこすこともありますので、接種後の衛生管理にも注意してください。ただし、日本国内で主に用いられている不活化ポリオワクチン接種（注射によるもの）では、基本的にこのようなことが起こることはないとされています。

イ　感染予防

ポリオの流行地では以下のような感染予防対策を心がけ、感染が疑われる場合には、直ちに医師の診察を受けてください。

●こまめに石けんと水で手洗いし、特に飲食の前、トイレの後は念入りに手洗いを励行する。

●野菜や果物は安全な水で洗い、食物は十分加熱してから食べる。

●乳製品は殺菌処理されたもののみ飲食する。

●飲料水や調理用の水はミネラルウォーターを使用する。水道水を利用する場合は、一度十分に沸騰させた後使用する。安全な水から作ったと確認できる氷以外は使用しない。

（５）予防接種証明書

ア　国内での予防接種証明書

国内での予防接種証明書の取得については、予防接種を実施した医療機関にご相談ください。

イ　海外での予防接種証明書

海外での同証明書の取得については、渡航先の日本国大使館にご照会ください。

４　在留届及び「たびレジ」への登録のお願い

　海外渡航前には、万一に備え、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。３か月以上滞在する方は、緊急事態に備え、必ず在留届を提出してください。

（<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html> ）

また、３か月未満の旅行や出張などの際には、海外滞在中も安全に関する情報を随時受けとれるよう、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。（詳細は<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html> 参照）

（問い合わせ窓口）

○外務省領事サービスセンター

　　住所：東京都千代田区霞が関2-2-1

　　電話：（代表）03-3580-3311（内線）2902、2903

（外務省関連課室連絡先）

○外務省領事局政策課（海外医療情報）

　　電話：（代表）03-3580-3311（内線）4919

○外務省　海外安全ホームページ： http://www.anzen.mofa.go.jp/

　　　　　　　　(携帯版)　 <http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp>

（現地在外公館連絡先）

各国の在外公館は以下の外務省ホームページをご参照ください。

○外務省ホームページ：在外公館リスト

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/link/zaigai/index.html>